

京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行  
条例施行規則

令和5年3月29日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び京都府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(登録簿の記載事項)

第3条 条例第3条第1項第8号に規定する別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の届出年月日
- (2) 個人情報取扱事務の根拠法令
- (3) 個人情報取扱事務の外部委託の有無

2 条例第3条の規定による個人情報取扱事務の登録簿は、個人情報取扱事務登録簿（第1号様式）とする。

(開示請求書)

第4条 法第77条第1項の書面は、開示請求書（第2号様式）とする。

(開示決定通知書)

第5条 法第82条第1項の書面は、開示決定通知書（第3号様式）とする。

2 法第82条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（第4号様式）とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第6条 法第83条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書（第5号様式）とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第7条 法第84条の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（第6号

様式) とする。

(第三者意見照会書等)

第8条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(第7号様式)により行うものとする。

2 法第86条第2項の書面は、第三者意見照会書(第8号様式)とする。

3 法第86条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書(第9号様式)とする。

4 法第86条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(第10号様式)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第9条 法第87条第1項に規定する行政機関の長等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、広域連合の機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、行政機関の長等は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したものの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(費用の負担等)

第10条 条例第4条第2項に規定する規則で定める写し等の作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第4条第2項に規定する写し等の送付に要する費用の額は、当該写し等の送付に要する郵便料金相当額とする。

(訂正請求書)

第11条 法第91条第1項の書面は、訂正請求書（第11号様式）とする。

（訂正決定通知書等）

第12条 法第93条第1項の書面は、訂正決定通知書（第12号様式）とする。

2 法第93条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書（第13号様式）とする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第13条 法第94条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書（第14号様式）とする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第14条 法第95条の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（第15号様式）とする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第15条 法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（第16号様式）とする。

（利用停止請求書）

第16条 法第99条第1項の書面は、利用停止請求書（第17号様式）とする。

（利用停止決定通知書等）

第17条 法第101条第1項の書面は、利用停止決定通知書（第18号様式）とする。

2 法第101条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（第19号様式）とする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

第18条 法第102条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（第20号様式）とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第19条 法第103条の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（第21号様式）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第20条 法第105条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通

知書（第 2 2 号様式）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の前に行われた旧規則による請求に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

1. 写し等の作成に要する費用の額

写し等の作成の方法	費用
電子複写機による写し （A3判、A4判、B4判又はB5判）	1枚につき10円 （用紙の両面に複写した場合は、 1枚につき20円）
フルカラー電子複写機による写し （A3判、A4判、B4判又はB5判）	1枚につき100円 （用紙の両面に複写した場合は、 1枚につき200円）
上記以外の方法により写しを作成した 場合	実費
光ディスク（CD-R）に複写した もの	1枚につき100円
光ディスク（DVD-R）に複写した もの	1枚につき120円
その他の記録媒体に複写した場合	実費